



防犯カメラ補助金の手引き

〈新規設置・更新設置・修繕・保守点検〉



富田林市 危機管理室

令和7年6月発行

令和8年6月改定



【目次】



1. 新規設置・更新設置編

1-1 概要	3
1-2 補助金交付までの流れ	4
1-3 事前に準備すること	6
1-4 申請期間及び提出書類	7
1-5 占用許可等、取得の流れ	9
1-6 主な注意事項(再掲含む)	10

【様式記入例・参考資料】

◇事業協議書(新)	11
◇様式第1号(新)(更)	12
◇様式第1号の2(新)(更)	13
◇様式第5号(新)(更)	14
◇様式第5号の2(新)(更)	15
◇補助金交付請求書(新)(更)	16
◇防犯カメラ管理責任者届出書(新)	17
◇防犯カメラ管理責任者変更届	18
資料-町会防犯カメラ設置及び管理に係る運用規程(参考例)	19
資料-同意書(参考例)	21



2. 修繕編

2-1 概要	22
2-2 補助金交付までの流れ	23
2-3 申請期間及び提出書類	24
2-4 主な注意事項(再掲含む)	25

【様式記入例】

◇様式第1号の3	26
◇様式第1号の4	27
◇様式第1号の5	28
◇様式第5号の3	29
◇様式第5号の4	30
◇補助金交付請求書	31

3. 保守点検編

3-1 概要	32
3-2 保守点検助成金交付までの流れ	32
3-3 申請期間及び提出書類	33
3-4 主な注意事項(再掲含む)	34

【様式記入例】

◇様式第1号(点)	35
◇様式第2号(点)	36

富田林市防犯カメラ設置費等補助金

【1. 新規設置・更新設置編】

1-1. 概要



○目的

富田林市では、市内の地域犯罪を防止するための防犯対策として、「富田林市防犯カメラ設置に関する基準」に基づき、防犯カメラ等を新たに設置・更新する富田林市内の町会及び自治会（以下「町会等」という。）に対し、当該年度の予算の範囲において、設置費用の一部を補助します。

○対象団体

富田林市内の町会等

※本市における登録済み団体に限ります。

町会・自治会
設立手続き



○対象経費

- ①防犯カメラや録画装置等の購入に係る費用
 - ②防犯カメラや録画装置等を設置するために必要な経費
 - ③専用ポール設置工事費用
 - ④防犯カメラの撮影及び設置者の名称を示す看板・プレート等の設置費用
- ◇ 防犯カメラの更新の場合、設置完了日※から6年を経過して以降（7年目以降の）の更新が補助の対象となります。
- （令和6年度以前設置の場合は、5年を経過して以降（6年目以降の）の更新が対象）
- ※設置完了日とは、申請された補助事業の完了日（交付確定通知日）となり、カメラを設置した工事日ではありません。
- ◇ Wi-Fi タイプカメラ設置時における再生専用端末の購入費用は、補助対象外です。

○補助額&補助限度額

- ・防犯カメラ等の設置に係る経費の3分の2を補助します。
（1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てます。）
- ・防犯カメラの設置台数にかかわらず、1事業につき50万円を限度とします。
- ・新規及び更新設置に関する交付申請は、同一年度につき1回に限ります。

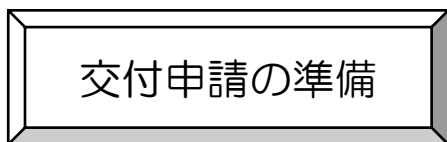
○補助金交付の条件

以下のすべての条件を満たす場合に補助を受けることができます。

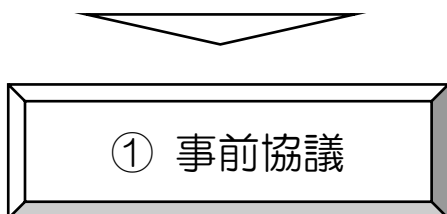
1. **設置団体の合意に基づく申請**であること。
2. **撮影場所が設置団体の区域内でかつ2分の1以上が不特定多数の者が利用する公共空間**であること。
【注意】マンション敷地内、住宅、駐車場、ごみ置き場等、特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等を目的とした設置は対象となりません。
3. 当該年度の2月15日までに完了（実績報告書を提出）できる事業であること。
4. 防犯カメラの管理責任者及び取扱責任者を選定し、基準に適合する管理運用規定等を定め、防犯カメラの適正な管理、運用を図ること。
（19頁 町会防犯カメラ設置及び管理に係る運用規程（参考例）参照）
5. 占有許可等が必要な箇所に設置する場合、当該箇所の占有許可を受けていること、又は受けられる見込みがあること。（9頁 占有許可等、取得の流れ参照）
6. 撮影の範囲となる撮影対象区域の住民等に周知し、理解を得ていること。
【注】映像の一部を映らないようにできるマスキング機能付き防犯カメラを使用することで理解を得られる場合もあります。
7. 防犯カメラ設置を示す看板・プレート等を見やすい位置に設置すること。また、防犯カメラの設置者の名称を明示すること。
8. 防犯カメラの設置完了の日から起算して6年以上当該防犯カメラが適切に維持管理されること。
9. 国、府又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

※新規設置における常時監視モニターは補助対象外です。

1-2. 補助金交付までの流れ（更新設置の場合は②交付申請から）



申請者は団体内での合意形成を経て、防犯カメラ設置運用規定（案）の検討、設置する場所の選定、業者に見積等の依頼などを行い、申請の準備をしましょう。



防犯カメラの設置に向けて、事業協議書（町会長名で申請）の提出をお願いします。（現地確認に関する日程調整、設置場所や撮影方向などの確認を行います。）
（更新設置の場合、事前協議は不要です。）

現地確認(設置前)

町会等・市・富田林警察署の3者で、設置予定場所や撮影方向(公共空間が2分の1等の補助要件を満たすかなど)の確認を行います。

② 交付申請

現地確認後、申請者は必要な書類を添えて、市へ補助金交付申請書(町会長名で申請)を提出してください。(新設の場合、11月末までの提出が必要です。)

交付決定通知

市は申請内容を審査し、交付決定を行い、申請者へ交付決定通知書を送付します。

設置工事

申請者は、**決定通知を受けたのち、業者と契約を締結し、設置工事を開始**します。
(補助金交付決定前に工事をすると補助金をお支払いできません。)

設置完了後現地確認

工事が完了したら、町会等・市・富田林警察署・設置業者の4者で、設置後の撮影映像の確認(申請時と相違ないか)と看板・プレート等の取り付け状況等の確認を行います。(更新設置の場合は、警察を除く3者で確認)

③ 実績報告

現地確認終了後、設置業者へ費用を支払ってください。実績報告書、領収書の控え等必要書類を添えて、危機管理室へ提出してください。

交付確定通知

市は、実績報告の内容を精査し、交付額を確定し、申請者へ交付確定通知を送付します。

④ 補助金請求

申請者は、交付確定通知を受けたのち、補助金の請求を行い、市から補助金の交付を受けます。
(お振込みまで3週間前後かかります。)

1-3. 事前に準備すること

◇合意形成・予算確保

団体内の合意形成を行い、予算を確保しましょう。



◇設置場所・設置業者の選定

防犯カメラの設置場所及び設置業者・設置機種を選定しましょう。

※防犯カメラの設置場所周辺住民への説明(設置理由・撮影範囲)を必ず行ってください。

🔍【知っておきたい防犯用語:RBSS マーク】

防犯カメラのカタログを見ていると「RBSS」という文字を目にすることがあります。これは、日本の防犯設備協会が「このカメラなら、万が一のときもバッチリ映るし、壊れにくい!」と太鼓判を押した“優良製品”のマークです。ネット通販などで極端に安く売られているカメラの中には、夜になると真っ暗で何も映らないものもあります。設置を検討する際は、ぜひこの「RBSS 認定」を目印に、安心できるカメラをお選びください。

本市補助制度は、「RBSS認定カメラ」の設置を要件とするものではありませんが、極端に画質が低いものや、屋外用としての耐久性がないものは対象外となる場合があります。

◇見積依頼

設置予定業者に費用の見積もりを依頼しましょう。

※見積りは2社以上に依頼してください。比較見積もりは同程度のスペックの機種でお願いします。

※事前協議及び交付申請時に添付する見積書は、提出時点で有効な見積書に限ります。

◇設置及び管理運用規程(案)の策定

防犯カメラの設置及び防犯カメラの管理に関する規程を策定しましょう。

※町会防犯カメラ設置及び管理に係る運用規程(19頁)を参照ください。



◇必要書類の準備

申請書を作成し、必要書類を揃えましょう。

※記入例を参照ください。

1-4. 申請期間及び提出書類

【申請期間】

申請書類をとりまとめた上で、危機管理室（富田林消防署5階）へ申請してください。

※予算の執行状況によっては、事前協議期限前（年度途中）に新規受付を終了する場合があります。

種 別	受付期間・申請等期限等
①事前協議	新設の場合、目安として当該年度の10月末まで （防犯カメラ更新設置の際は不要です。）
②交付申請	当該年度の11月30日まで※
③実績報告	当該年度の2月15日まで※
④補助金請求	当該年度の3月15日まで※

※閉庁日の場合は、その直前の開庁日となります。

【提出書類】

① 事前協議時（更新設置の際は不要）

事前協議の際、提出が必要な書類

- ① 防犯カメラ設置事業協議書
- ② 設置場所周辺の地図、及び撮影方向を含む設置箇所詳細図

※更新設置とは、設置場所・撮影方向の変更を伴わず、防犯カメラ本体を新調する場合があります。



🔍【防犯カメラの修繕及び保守点検に関する補助制度について】

本市では、防犯カメラの維持管理に関する補助制度として、「防犯カメラ修繕補助制度」、及び、「防犯カメラ保守点検助成制度」がございます。

詳しくは本てびきの22頁（修繕補助制度）及び32頁（保守点検助成制度）をご覧ください。

いずれの制度も、本市の防犯カメラ設置費等補助金の交付を受けて設置した防犯カメラのみが対象となります。

② 交付申請時

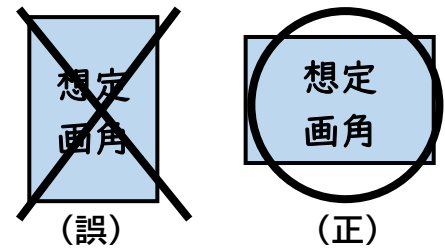
- ① 補助金交付申請書(設置・更新) (様式第1号)
- ② 事業計画書(設置・更新) (様式第1号の2)
- ③ 設置予定箇所の位置図及び現況写真
- ④ 撮影対象区域を撮影した写真
(防犯カメラ想定画角の写真)

※撮影時、横長の写真になるように撮影してください。

- ⑤ 見積書の写し(積算根拠が明確なもの・2社以上)
- ⑥ 防犯カメラのカタログ
- ⑦ 防犯カメラの管理に係る運用規程※
- ⑧ 防犯カメラ管理責任者・取扱責任者の届出書※
- ⑨ 防犯カメラ等の設置について、許可を受けたことを証する書類(占有許可等の写し、関係機関との協議報告書等)の写し※

※防犯カメラ更新設置の場合、交付申請時⑦～⑨は不要です。

④撮影対象区域の写真



③ 実績報告時

- ① 事業実績報告書(設置・更新) (様式第5号)
- ② 事業報告書(設置・更新) (様式第5号の2)
- ③ 設置箇所の位置図及び防犯カメラ、看板・プレート等の設置後の写真
- ④ 設置された防犯カメラにより撮影された画像の写し
- ⑤ 請求書(作業明細含む。)の写し及び領収書の写し※

※振込明細等をもって、領収書の写しに代えることはできません。

- ⑥ 当該町会等の決算認定書等※

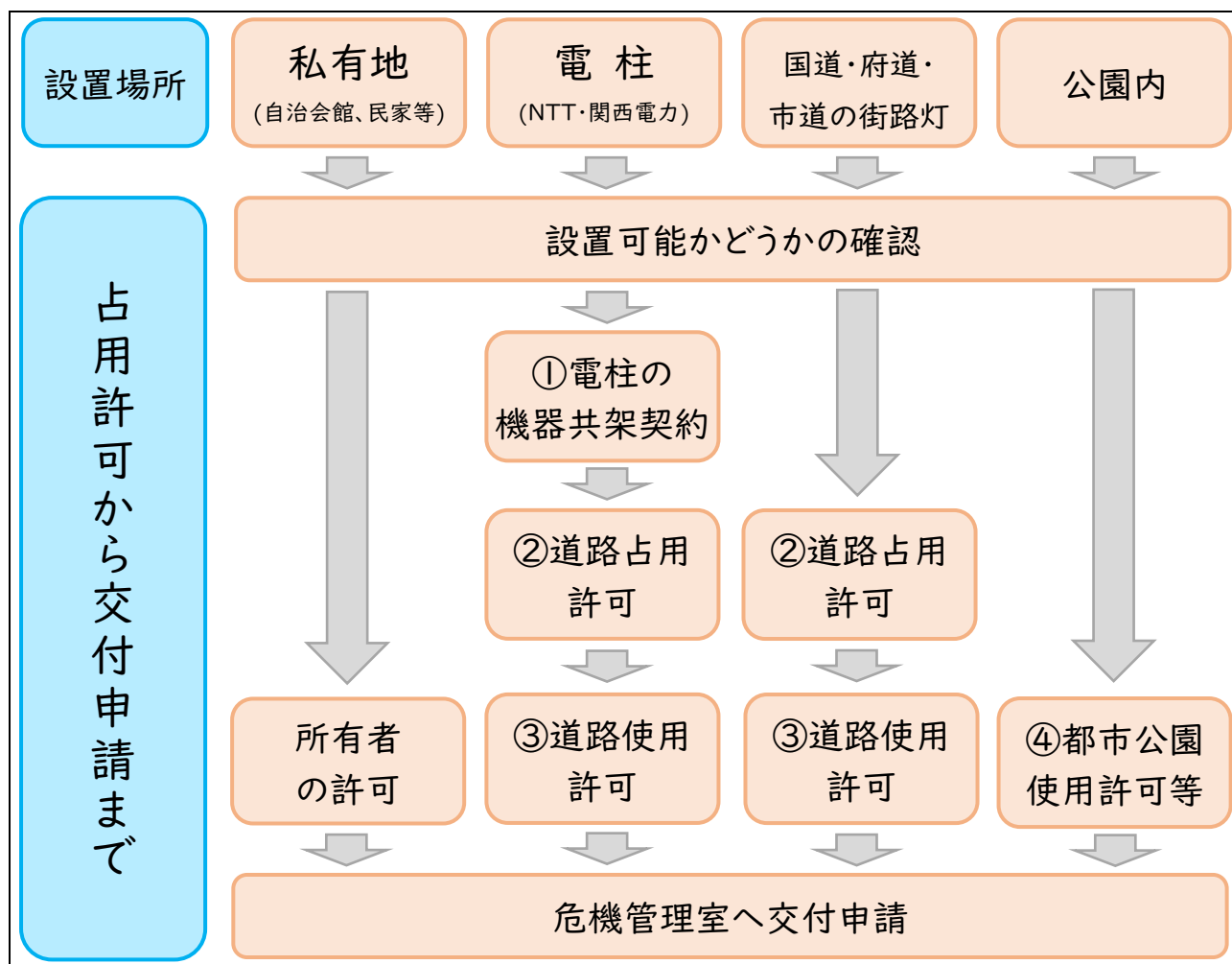
※決算認定書等とは、補助事業に係る決算内容を当該町会等の総会等で認定を受けたことが確認できる決算書等です。決算認定が未了の場合、防犯カメラ設置年度の決算認定後、速やかに提出してください。

注意:実績報告書は、完了日(領収書発行日)の翌日から起算して 30 日以内の提出が必須です。

④ 補助金請求時

- ① 防犯カメラ設置費補助金交付請求書

1-5. 占用許可等、取得の流れ



※手続きが複雑なため、設置予定業者と相談して進めてください。

※設置場所によっては上記の流れにならない場合もあります。



◇許可取得の連絡先◇

許可等		連絡先	電話番号
①電柱の機器共架契約		関電サービス株式会社 共架センター	06-6672-6786
		(株)NTT フィールドテクノ関西支店	06-6105-3384
②道路占用 許可	国道・府道	富田林土木事務所	0721-25-1131
	市道	富田林市役所 道路公園課※	0721-25-1000
③道路使用許可		富田林警察署	0721-25-1234
④都市公園使用許可等		富田林市役所 道路公園課※	0721-25-1000

※庁舎建て替え中、道路公園課はすばるホール4階となります。

1-6. 主な注意事項(再掲含む)

注意1:防犯カメラの設置における町会等の合意について

★町会等の合意については、各町会等の規約等に基づき、必要な過程を経た上で決定いただきますようお願いいたします。また、カメラ設置後のトラブルを防ぐために、自治会員や設置場所周辺の住民に対しては、丁寧な周知・説明をお願いいたします。

注意2:防犯カメラの設置場所について

★不特定多数の者が利用する公共空間を2分の1以上撮影する場所に設置していただく必要があります。マンション・アパート等の敷地内や駐車場・駐輪場又はごみ置き場のみの撮影を目的とした防犯カメラの設置については、補助対象となりません。

注意3:防犯カメラ映像の閲覧について

★記録された映像は、運用規程に定める設置目的以外の利用はできません。

機器の管理上必要な場合、又は事件捜査のため警察から映像データの提出の要請があった場合などを除き、閲覧・提供を行うことはできません。



注意4:防犯カメラの設置を示す看板・プレート等の設置について

★デザイン等は自由ですが、「防犯カメラ作動中」等防犯カメラを設置している旨の文言、及び設置した町会及び自治会名を記載し、防犯カメラを設置している場所の見えやすい位置に看板・プレート等を設置してください。

注意5:防犯カメラ設置工事の契約・発注について

★補助金の交付決定通知が手元に届いてから、工事の契約・発注をしてください。補助金交付決定より前に工事の開始・業者への支払いを行った場合や、既に設置済みの防犯カメラについては、補助の対象外となり、補助金のお支払いはできません。

その他、不明点等ございましたら、危機管理室までお問合せください。

【記入例】新設・更新編

防犯カメラ事業協議書

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

申請者 住所 常盤町1番1号
 氏名又は名称 危機管理町会
 会長 富田林 太郎
 連絡先 (0721) 25-1000

町総代名
 ・町会長名
 を記入

防犯カメラ設置事業協議書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、協議願います。

設置場所	① 常盤町〇番〇号 △△公園南東側
	② 常盤町〇番〇号 □□店前
	③
	④
設置台数	税込み総額 2台
総事業費	450,000円
設置予定日	令和〇年 〇月 〇日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設置箇所周辺地図、及び撮影方向を含む設置箇所詳細図
備考	

(参考例：総事業費が45万円・交付申請額が30万円の場合)

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

町総代名
・町会長名
を記入

申請者 住所

常盤町1番1号

氏名又は名称 危機管理町会 会長 富田林 太郎

連絡先 (0721) 25-1000

補助金交付申請書 (設置) 更新)

下記の事業について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、撮影対象区域の住民等に周知し、理解を得られたことを申し添えます。

補助年度	令和〇年度
補助金の名称	富田林市防犯カメラ設置費等補助金
(事業の名称)	地縁団体防犯カメラ整備補助事業
交付申請額	300,000 円
添付書類一覧	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書（様式第1号の2） <input checked="" type="checkbox"/> 設置予定箇所の位置図及び現況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 撮影対象区域を撮影した写真（防犯カメラ想定画角） <input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し（積算根拠が明確なもの・2社以上）及びカタログ等 <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラの管理に係る運用規定※1 <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラの管理責任者等の届出書類※2 <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ等の設置について、権原を有することを証する書類（占有許可等の写し、関係機関との協議報告書等の写し）※3 <p>（※防犯カメラ更新の場合、※1～※3は不要）</p>

総額の3分の2
50万円上限
千円未満切り捨て

※更新とは、設置場所・撮影方向の変更を伴わず、防犯カメラ本体を新調する場合のことです。

（参考例：総事業費が45万円・交付申請額が30万円の場合）

記入例

事業の名称	地縁団体防犯カメラ整備補助事業		
事業の期間 (予定)	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日まで		
事業費	450,000 円		
事業費の内容 (予算書)	<収入> (自己資金等の調達計画を詳細に記入してください。)		
	市防犯カメラ 設置費等補助金	300,000 円	
	取崩金	150,000 円	
	寄付金	0 円	
	借入金	0 円	
	計	450,000 円	
	<支出>		
	機器購入費	280,000 円	
	工事費	115,000 円	
	表示板	14,091 円	
	値引き	0 円	
	消費税	40,909 円	
		円	
	計	450,000 円	
事業内容	〇〇町会内に防犯カメラ 2 台の設置を行う。		
事業の目的	町会地域内における犯罪の未然防止や、犯罪発生時に迅速な対応を行うため、防犯カメラを設置する。		
事業の成果 (見込み)	空き巣やひったくり等、街頭犯罪の抑止効果が高まり、地域防犯の強化を図ることができる。		

(参考例：総事業費が 45 万円・交付申請額が 30 万円の場合)

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

補助事業者 住所
氏名又は名称

常盤町1番1号
危機管理町会
会長 富田林 太郎

町総代名
・町会長名
を記入

事業実績報告書 (設置・更新)

下記の補助事業について、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助年度	令和〇年度
補助金の名称	富田林市防犯カメラ設置費等補助金
補助事業の名称	地縁団体防犯カメラ整備補助事業
交付決定日	令和〇年 〇月 〇日 第 △△号
交付決定額	300,000 円
添付書類一覧	<input checked="" type="checkbox"/> 事業報告書（設置・更新）（様式第5号の2） <input checked="" type="checkbox"/> 請求書（作業明細含む。）及び領収書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 設置箇所の位置図及び写真 <input checked="" type="checkbox"/> 設置された防犯カメラにより撮影された画像の写し <input type="checkbox"/> その他（当該町会等の決算認定書等※） （ <input checked="" type="checkbox"/> 未了の場合、認定後速やかに提出します。）

市より送付された「補助金交付指令書」の日付及び番号（富危管第〇〇-〇号）を記入してください。

※当該町会等の決算認定書等とは、補助事業に係る決算内容を当該町会等の総会等で認定を受けたことが確認できる決算書等です。当該町会等の決算認定が未了の場合、認定後速やかに提出してください。

（参考例：総事業費が45万円・交付申請額が30万円の場合）

記入例

事業報告書 **(設置)** 更新

領収書の日付

事業の名称	地縁団体防犯カメラ整備補助事業		
事業の期間	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日まで		
事業費	450,000 円		
事業費の内容 (決算報告書)	<収入>		
	市防犯カメラ 設置費等補助金	300,000 円	
	取崩金	150,000 円	
	寄付金	0 円	
	借入金	0 円	
	計	450,000 円	
	<支出>		
	機器購入費	280,000 円	
	工事費	115,000 円	
	表示板	14,091 円	
	値引き	0 円	
	消費税	40,909 円	
	計	450,000 円	
	事業の内容	〇〇町会内に防犯カメラ 2 台の設置を行う。	
事業の目的	町会地域内における犯罪の未然防止や、犯罪発生時に迅速な対応を行うため、防犯カメラを設置する。		
事業の成果	空き巣やひったくり等、街頭犯罪の抑止効果が高まり、地域防犯の強化を図ることができる。		

(参考例：総事業費が 45 万円・交付申請額が 30 万円の場合)

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

・町総代・町会長名を記入
・自署(手書き)の場合は、
押印不要

(補助事業者)

危機管理町会

(代表者氏名)

会長 富田林 太郎

印

富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付請求書

令和〇年度富田林市防犯カメラ設置費等補助金を、下記のとおり交付願いたいので請求いたします。

なお、補助金については下記の指定口座へ振り込むよう依頼します。

記

1. 請求金額 300,000 円

2. 指定口座

金融機関名	トッピー農協・ 銀行 ゆるキャラ支店		
預金種別	普通 ・当座	口座番号	〇△□〇△□
フリガナ	キキカンリチョウカイ カイチョウ トンダバヤシタロウ		
口座名義	危機管理町会 会長 富田林太郎		

(注) 口座名は、通帳を確認のうえ、フリガナを入れて正確に記入してください。
記入に誤りがあると振込みできない場合があります。

防犯カメラ管理責任者届出書

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

団体名 危機管理町会団体住所 常盤町1番1号会長名 富田林 太郎(連絡先) 0721-25-1000

防犯カメラの設置にあたり、次の者を管理責任者及び取扱責任者と定め届出します。
警察からの要望により、連絡先などの情報を警察に提供することに承諾します。

管理責任者※	地内町 一郎
住所 連絡先	富田林市常盤町〇番〇号 (0721) 〇〇—△△△△
取扱責任者※	南河内 花子
住所 連絡先	富田林市常盤町〇番〇号 (0721) 〇〇—△△△△

※管理責任者と取扱責任者を兼任することはできませんので、
ご注意ください。

管理責任者及び取扱責任者に変更があった場合は、速やかに変更届出書による報告をお願いします。(届け出様式：次頁参照)

防犯カメラ管理責任者変更届出書

令和〇年 〇月 〇日

防犯カメラ管理責任者変更届出書

富田林市長 様

団体名 危機管理町会
会長名 富田林 太郎
連絡先 0721-25-1000

防犯カメラの管理について、下記のとおり、管理責任者及び取扱責任者に変更がありましたので届出します。

警察からの要望により、連絡先などの情報を警察に提供することに承諾します。

1 変更年月日 令和〇年 〇月 〇日

2 変更内容

変更前

管理責任者及び取扱責任者に変更があった場合は、速やかに報告をお願いします。

管理責任者	地内町 一朗
取扱責任者	南河内 花子

変更後

管理責任者※	大南 次郎
住所 連絡先	富田林市常盤町〇番〇号 (0721) 〇〇—△△△△
取扱責任者※	常盤 和子
住所 連絡先	富田林市常盤町〇番〇号 (0721) 〇〇—△△△△

※管理責任者と取扱責任者を兼任することはできません。

FAX で提出可 0721-25-9980

【参考資料】

防犯カメラ設置及び管理に係る運用規程

(参考例) ○○○○町会防犯カメラ設置及び管理に係る運用規程

1. 趣旨

この規程は、○○○○町会・自治会に設置する防犯カメラについて、住民のプライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱及び富田林市防犯カメラ設置に関する基準に基づき、その設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 設置目的

防犯カメラは、○○○○町会・自治会区内における犯罪の未然防止や、犯罪発生時に迅速な対応を行うため設置する。

3. 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した看板・プレート等を掲示する。看板・プレート等には、設置者名を記載することとする。

4. 管理責任者等

(1) 防犯カメラ及びこれにより撮影した画像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置き、管理責任者を補佐するために取扱責任者を置く。

(2) 管理責任者は、とする。 ←《※参考:町会長や副会長、防犯委員など》

(3) 取扱責任者は、とする。

(4) 防犯カメラの管理責任者及び取扱責任者に変更があった場合は市長に届け出ることとする。

5. 防犯カメラの管理及び運用方法

(1) 防犯カメラの作動、録画については、終日(24時間)行うものとする。

(2) 防犯カメラ及び録画装置等の財産は、適切に管理し、防犯カメラの設置場所や撮影対象区域等を変更するとき、又は防犯カメラの装置を中止、廃止するときは市長に届け出を行う。

(3) 設置する防犯カメラについては、常に落下防止の安全策を講じるものとする。

6. 設置者等の責務

- (1) 管理責任者及び取扱責任者(以下「管理責任者等」という)は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 管理責任者等は、画像データはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても、同様とする。

7. 画像データ等の管理

- (1) 防犯カメラの画像を保管する期間は、原則として当該画像が記録されたときから起算して○日以内とし、保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに消去することとする。
- (2) 記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。
- (3) 記録媒体(以下「画像等」という)を処分する場合は、読み取りが物理的に行えないように、裁断、破碎等復元できない方法で処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。
- (4) 管理責任者は、画像等を適切に管理するとともに、画像等の不正使用、改ざん、滅失、漏洩その他の事故を未然に防止するため、画像データを記録した媒体を施錠管理するなど、安全管理に努めるものとする。

8. 画像の利用及び提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令等に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧要請を受け、これに協力する場合

- (2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

9. 苦情処理

管理責任者は防犯カメラの設置、管理運用にあたり、住民等から苦情が寄せられた場合には、遅滞なく適切に処理を行う。

10. その他

この管理運用において必要な事項は、町会の管理責任者が別に定める。

附 則

この管理運用規程は、令和○年○月○日から施行する。

交付申請時点ではblankでも可能
防犯カメラ稼働日以降の日付を設定

同意書

(参考例)

防犯カメラ設置における同意書

私は、〇〇〇〇町会（自治会）が地域防犯のために防犯カメラを設置することにより、住居の全部又は一部が映像に映り込むことについて同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

【2. 修繕編】

2-1. 概要



○目的

「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」により設置された防犯カメラの長寿命化のため、当該年度の予算の範囲において、機器故障時の修繕費用の一部を補助します。

○対象機器・補助要件

- ①「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」を活用し設置された防犯カメラであること。
- ②防犯カメラの故障など、機能を維持することが困難な状態にあること。※
※落雷等の自然災害による損傷も補助対象となります。
- ③メーカー保証の対象外で、町会等に費用負担が発生すること。
- ④防犯カメラやレコーダー以外の防犯カメラに付随する設備のみの修繕ではないこと。

○対象経費

- ①防犯カメラの修繕費（町会等が自ら行う作業に対する人件費を除く。）
※防犯カメラの保守点検や消耗品（SDカード等）、更新（購入・取付・撤去等）の経費は対象外です。
※令和6年度以前に本補助金を活用して設置している防犯カメラについても、本補助金の対象となります。

○補助額&補助限度額

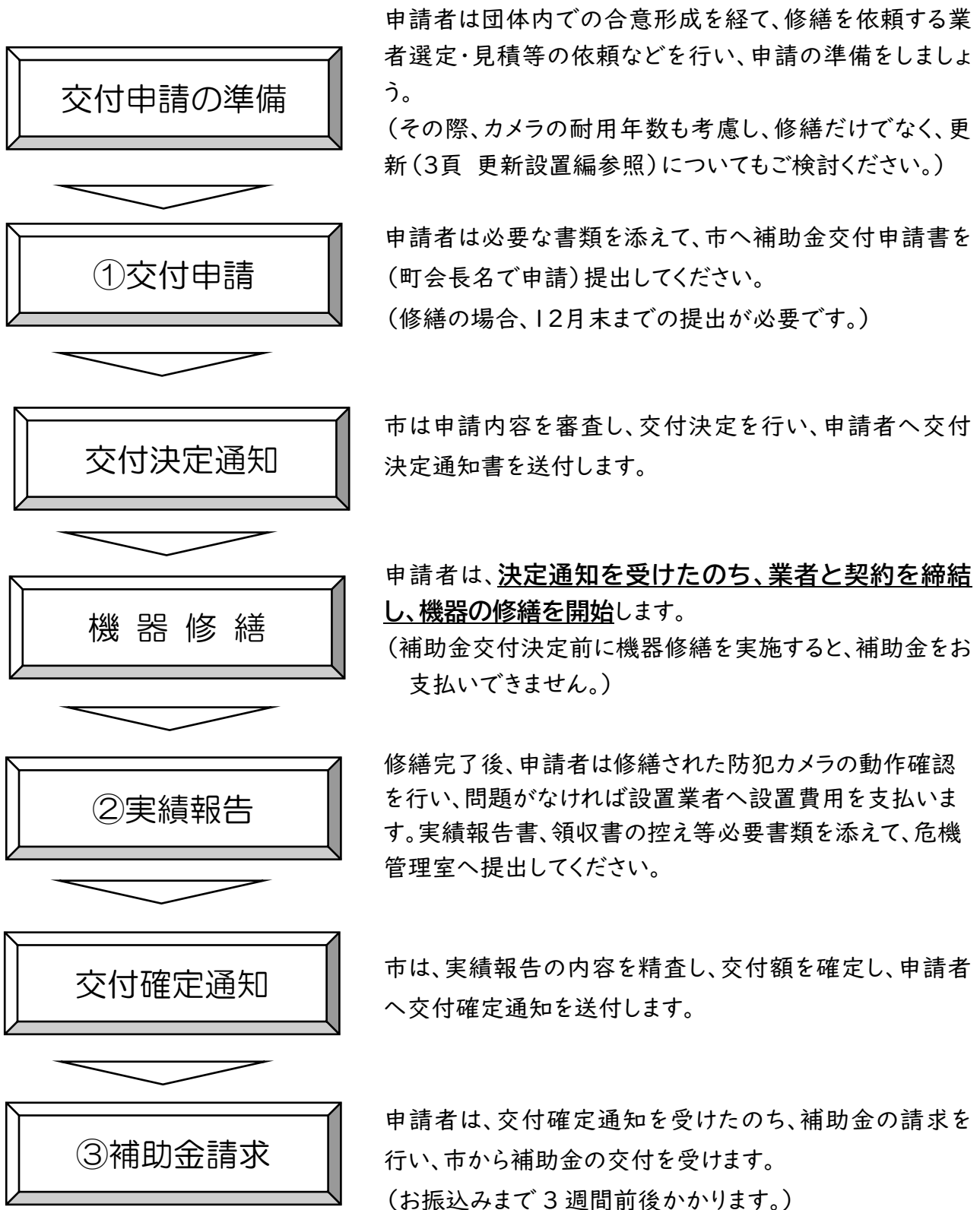
- ・防犯カメラ等の修繕に係る経費の2分の1を補助します。
（1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てます。）
- ・防犯カメラの修繕台数にかかわらず、1台につき5万円を限度とします。
- ・この補助制度における「1台」とは、ある場所に設置した「単一の防犯システム」を言います。例えば、ある場所で「撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合」は1台の扱いとします。
- ・修繕台数に上限はありません。

【防犯カメラの保守点検に関する助成制度について】

本市では、防犯カメラの維持管理に関する助成制度として「防犯カメラ保守点検助成制度」がございます。詳しくは本てびきの32頁（保守点検助成制度）をご覧ください。

助成対象は、本市の防犯カメラ設置費等補助金の交付を受けて設置した防犯カメラです。

2-2. 補助金交付までの流れ



2-3. 申請期間及び提出書類

【申請期間】

申請書類をとりまとめた上で、危機管理室（富田林消防署5階）へ申請してください。

※予算の執行状況によっては、交付申請期限前に新規受付を終了する場合があります。

種 別	受付期間・申請等期限等
①交付申請	当該年度の12月28日まで※
②実績報告	当該年度の2月15日まで※
③補助金請求	当該年度の3月15日まで※

※閉庁日の場合は、その直前の開庁日となります。

【提出書類】

① 交付申請時



- ① 補助金交付申請書（修繕）（様式第1号の3）、防犯カメラ修繕計画書（総括表）（様式第1号の4）及び防犯カメラ修繕計画書（個票※）（様式第1号の5）

※防犯カメラ修繕計画書（個票）は、修繕対象の防犯カメラ1台につき1枚必要です。

- ② 設置箇所の位置図及び現況写真
- ③ 防犯カメラの修繕に係る見積明細書の写し

② 実績報告時

① 事業実績報告書(修繕)(様式第5号の3)及び事業報告書(修繕)(様式第5号の4)

② 防犯カメラの修繕に係る請求書(作業明細含む。)及び領収書の写し※

※振込明細等をもって、領収書の写しに代えることはできません。

③ 当該町会等の決算認定書等※

※決算認定書等とは、補助事業に係る決算内容を当該町会等の総会等で認定を受けたことが確認できる決算書等です。

決算認定が未了の場合、防犯カメラ設置年度の決算認定後、速やかに提出してください。

注意:実績報告書は、完了日(領収書発行日)の翌日から起算して 30 日以内の提出が必須です。

③ 補助金請求時

① 防犯カメラ設置費等補助金交付請求書

2-4. 主な注意事項(再掲含む)

注意1:補助要件・対象機器について

★「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」を活用し設置された防犯カメラであり、町会等に費用負担が発生(メーカー保証の対象外)する場合、補助対象となります。

注意2:対象経費について

★町会等が自ら修繕作業を行った場合、人件費を対象経費とすることはできません。

★SDカード等消耗品の交換については、修繕補助金の対象とはなりません。

(SDカード等消耗品の交換については、本手引き 32 頁「富田林市防犯カメラ保守点検助成金」をご参照ください。)

注意3:防犯カメラ修繕における契約・発注について

★補助金の交付決定通知が手元に届いてから、修繕の契約・発注をしてください。補助金交付決定より前に修繕の契約・発注をしてしまった場合や、既に修繕済みの防犯カメラについては、補助の対象外となり、補助金のお支払いはできません。

【記入例】修繕編

記入例

様式第1号の3(第6条関係)

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

申請者 住所

常盤町1番1号

氏名又は名称 危機管理町会 会長 富田林 太郎

連絡先 (0721) 25-1000

町総代名
・町会長名
を記入

補助金交付申請書 (修繕)

下記の事業について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助年度	令和〇年度
補助金の名称	富田林市防犯カメラ設置費等補助金
(事業の名称)	地縁団体防犯カメラ整備補助事業
交付申請額	50,000 円
添付書類一覧	<input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ修繕計画書 (総括表) (様式第1号の4) <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ修繕計画書 (個票) (様式第1号の5) <input checked="" type="checkbox"/> 設置箇所の位置図及び写真 (現在の設置状況が分かるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し (カメラ、レコーダー等の機器修繕・工事費) 【積算根拠が明確なもの】

総額の2分の1
修理台数×5万円上限
千円未満切り捨て

(参考例：1台の修繕・総事業費が11万円・交付申請額が5万円の場合)

防犯カメラ修繕計画書（総括表）

1. 防犯カメラ修繕予定台数

 台

事業の期間 (予定)	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日まで		
事業費	110,000 円（見積総額・税込）		
事業費の内容 (予算書)	<収入> (自己資金等の調達計画を詳細に記入してください。)		
		金額	備考
	市防犯カメラ 設置費等補助金	50,000 円	
	取崩金	60,000 円	
	寄付金	0 円	
	借入金	0 円	
	計	110,000 円	
	<支出>		
		金額	備考
	機器修繕・工事費	100,000 円	
	その他	0 円	
	消費税	10,000 円	
	計	110,000 円	

(参考例：1 台の修繕・総事業費が 11 万円・交付申請額が 5 万円の場合)

防犯カメラ修繕計画書 (個票)

修繕台数が2台の場合、
個票の提出は2枚です。

1. 防犯カメラについて

(1) 設置年度	平成 ○○年度
(2) 設置場所	富田林市常盤町○番○号 △△公園南東側

2. 修繕について

(1) 修繕内容	(該当する項目にチェック☑してください)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラの修繕 <input type="checkbox"/> 録画装置 (レコーダー) の修繕		
(2) 故障の状況	(故障箇所や故障による症状などを具体的に記入してください)		
	故障箇所や症状を具体的に記入してください		
(3) 修繕内容	(故障箇所に対する修繕方法などを具体的に記入してください)		
	故障箇所に対する修繕方法などを具体的に記入してください		
(4) 事業費	機器修繕費・工事費 (税込み)	その他 (税込み)	合計 (税込み)
	110,000 円		110,000 円

カメラ別の修繕費用総額

(参考例：1台の修繕・総事業費が11万円・交付申請額が5万円の場合)

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

補助事業者 住所
氏名又は名称

常盤町1番1号
危機管理町会
会長 富田林 太郎

町総代名
・町会長名
を記入

事業実績報告書（修繕）

下記の補助事業について、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助年度	令和〇年度
補助金の名称	富田林市防犯カメラ設置費等補助金
補助事業の名称	地縁団体防犯カメラ整備補助事業
交付決定日	令和〇年 〇月 〇日 第 △△号
交付決定額	50,000 円
添付書類一覧	<input checked="" type="checkbox"/> 事業報告書（様式第5号の4） <input checked="" type="checkbox"/> 請求書（作業明細含む。）及び領収書の写し <input type="checkbox"/> その他（当該町会等の決算認定書等※） （ <input checked="" type="checkbox"/> 未了の場合、認定後速やかに提出します。）

市より送付された「補助金交付指令書」の日付及び番号（富危管第〇〇-〇号）を記入してください。

※当該町会等の決算認定書等とは、補助事業に係る決算内容を当該町会等の総会等で認定を受けたことが確認できる決算書等です。当該町会等の決算認定が未了の場合、認定後速やかに提出してください。

（参考例：1台の修繕・総事業費が11万円・交付申請額が5万円の場合）

事業報告書 (修繕)

防犯カメラ修繕台数

1台

領収書の日付

事業の期間	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日まで		
事業費	110,000 円 (見積総額・税込)		
事業費の内容 (決算報告書)	<収入>		
		金額	備考
	市防犯カメラ 設置費等補助金	50,000 円	
	取崩金	60,000 円	
	寄付金	0 円	
	借入金	0 円	
	計	110,000 円	
	<支出>		
		金額	備考
	機器修繕・工事費	100,000 円	
	値引き	0 円	
	消費税	10,000 円	
	計	110,000 円	

(参考例：1台の修繕・総事業費が11万円・交付申請額が5万円の場合)

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

(補助事業者)

危機管理町会

(代表者氏名)

会長 富田林 太郎 印

・町総代・町会長名を記入
・自署(手書き)の場合は、
押印不要

富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付請求書

年度富田林市防犯カメラ設置費等補助金を、下記のとおり交付願いたいので請求いたします。

なお、補助金については下記の指定口座へ振り込むよう依頼します。

記

1. 請求金額 50,000 円

2. 指定口座

金融機関名	トッピー農協・ 銀行 ゆるキャラ支店		
預金種別	普通 ・当座	口座番号	〇△□〇△□
フリガナ	キキカンリチョウカイ カイチョウ トンダバヤシタロウ		
口座名義	危機管理町会 会長 富田林太郎		

(注) 口座名は、通帳を確認のうえ、フリガナを入れて正確に記入してください。
記入に誤りがあると振込みできない場合があります。

富田林市防犯カメラ保守点検助成金

【3. 保守点検助成編】

3-1. 概要



○目的

「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」により設置された防犯カメラの適正かつ継続的な運用促進を図るため、当該年度の予算の範囲において、保守点検に必要な費用の一部を補助します。

○対象機器・助成要件

- ①「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」を活用し設置された防犯カメラであること。
- ②当該年度の4月1日以降に保守点検を実施済みの防犯カメラであり、同年度の9月30日までに必要書類を添えて交付申請を行うこと。
(閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで。)

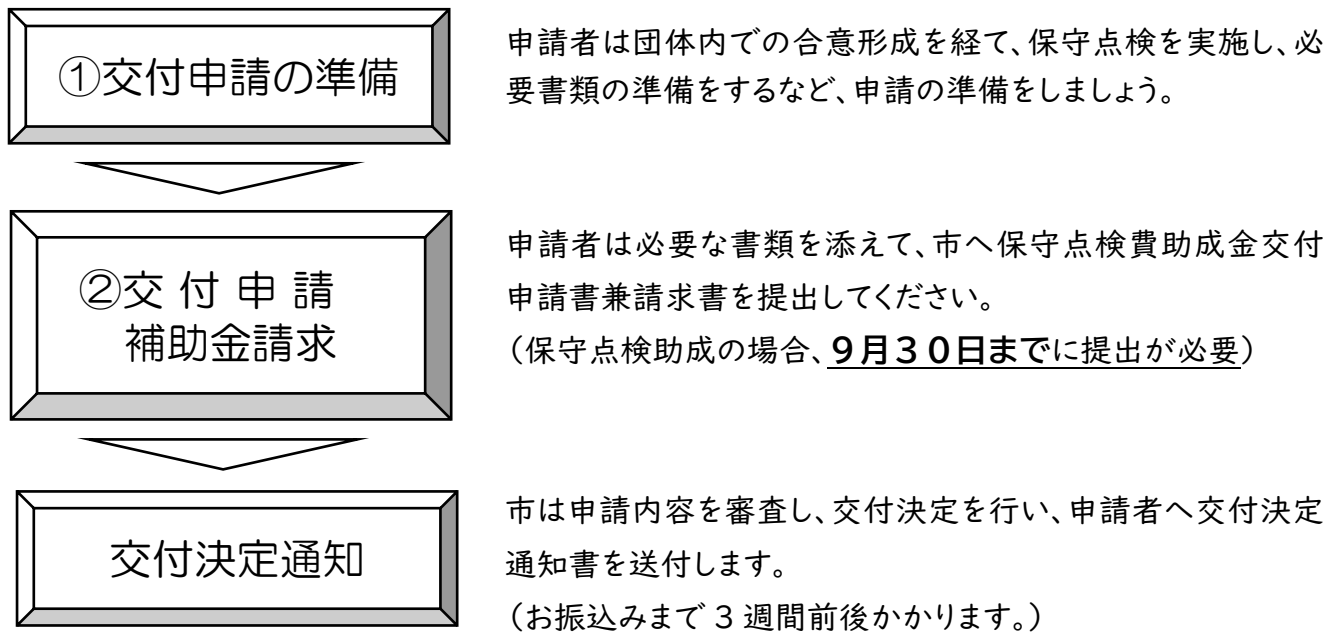
○対象経費

- ①防犯カメラの保守点検(1回分)に要する経費
※SDカードの交換等、簡易な修繕・消耗品交換に係る経費を含みます。
※令和6年度以前に本補助金を活用して設置している防犯カメラについても、保守点検助成の対象となります。
※点検により機器故障等が判明した場合、別途「富田林市防犯カメラ設置費等補助金」により、修繕費用の補助を行える場合があります。(本てびき 22 頁を参照ください。)
※修繕費用の補助申請は、別途、見積書など必要書類の提出が必要なため、点検時に併せて実施した修繕など、既に完了した修繕に対し補助を行うことはできません。

○補助額&補助限度額

- ・1回の保守点検に要した費用の2分の1の額を補助します。
- ・防犯カメラの保守点検台数にかかわらず、1台につき5千円を限度とします。
(合計金額に100円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てます。)
- ・この補助制度における「1台」とは、ある場所に設置した「単一の防犯システム」を言います。
例えば、ある場所で「撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合」は1台の扱いとします。

3-2. 保守点検助成金交付までの流れ



3-3. 申請時期及び提出書類

【申請期間】

申請書類をとりまとめた上で、危機管理室(富田林消防署5階)へ申請してください。

※予算の執行状況によっては、交付申請期限前に新規受付を終了する場合があります。



種 別	受付期間・申請等期限等
①交付申請	当該年度の9月30日まで※ (2回以上に分けての申請はできません。)

※閉庁日の場合は、その直前の開庁日となります。

【提出書類】

① 交付申請の準備時に行うこと

- ・保守点検を実施する防犯カメラを決定してください。
(本助成制度の申請は、同一年度1回限りとなり、点検台数に上限はありません。)
- ・実施を決定した防犯カメラの保守点検を業者へ発注し、保守点検を受けてください。
※防犯カメラの点検1台毎に防犯カメラ保守点検完了報告書(様式第2号)の作成を依頼してください。(記入例36頁を参照してください。)
- ・保守点検の完了後、要した費用の請求書(作業明細含む)及び、防犯カメラ保守点検完了報告書(様式第2号)を業者から徴取してください。
- ・請求書及び防犯カメラ保守点検完了報告書を確認の上、保守点検実施業者に対する支払いを行い、領収書の発行を受けてください。

② 交付申請時

- ① 富田林市防犯カメラ保守点検費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 設置箇所の位置図(地図上に防犯カメラの位置を記入してください)
- ③ 防犯カメラ保守点検完了報告書(様式第2号)※
※点検台数分の保守点検完了報告書が必要。
- ④ 保守点検に要した費用の請求書(作業明細含む。)及び領収書の写し※
※振込明細等をもって、領収書の写しに代えることはできません。

注意:交付申請は、完了日(領収書発行日)の翌日から起算して30日以内の提出が必須です。

3-4. 主な注意事項(再掲含む)

注意1:複数台の点検を行う場合

- ★本助成制度において、台数の上限はありませんが、**同一年度の申請は1回限り**となります。
複数回に分けての申請はできませんのでご注意ください。

注意2:年間に2回以上の保守点検を実施している場合

- ★本助成制度では、防犯カメラ1台につき、毎年度1回分の保守点検費用が対象となります。
同年度中、2回目以降の保守点検については、対象外となりますのでご注意ください。

注意3:申請期限について

- ★本助成制度における申請期限は9月30日(閉庁日の場合は、その直前の開庁日。)となります。
手続きの際は、余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

【記入例】保守点検編

様式第1号 (第6条関係)

記入例

令和〇年 〇月 〇日

富田林市長 様

- ・町総代・町会長名を記入
- ・自署(手書き)以外の場合、押印が必要

申請者 住所
氏名又は名称

常盤町1番1号
危機管理町会
会長 富田林 太郎

富田林市防犯カメラ保守点検費助成金交付申請書兼請求書

下記の事業について、次のとおり助成金の交付を受けたいので、富田林市防犯カメラ保守点検助成金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、交付決定後は下記口座への振込みを依頼します。

助成年度	令和〇年度
助成金の名称	富田林市防犯カメラ保守点検費助成金
助成事業の名称	地縁団体防犯カメラ整備補助事業
交付申請額	15,000 円 (保守点検に要した費用の1/2 100円未満切り捨て) ※上限額 カメラ台数×5,000円
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 設置箇所の位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ保守点検完了報告書(様式第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 保守点検に要した費用の請求書(作業明細含む。)及び領収書の写し

総額の2分の1
点検台数×5千円上限
百円未満切り捨て

振込先

金融機関	トッピー 銀行・農協 ゆるキャラ支店
口座種別	普通・当座・その他()
口座番号	○ △ □ ○ △ □ ○
フリガナ	キキカンリチョウカイ カイチョウ トンダバヤシタロウ
口座名義	危機管理町会 会長 富田林太郎

(注) 口座名は、通帳を確認のうえ、フリガナを入れて正確に記入してください。記入に誤りがあると振込みできない場合があります。

(参考例：3台の保守点検・交付申請額が1万5千円の場合)

令和〇年 〇月 〇日

防犯カメラ保守点検完了報告書

危機管理町会 様

記入例

点検台数分の完了報告書の受領が必要です。

保守点検、作業結果は下記の通りです。

・点検日時 令和〇年 〇月 〇日

【点検総数 3台 / 1台目】

取付先住所	作業項目結果	
富田林市常盤町〇番〇号 △△公園南東側	①破損	無・有(状態:)
	②ハウジングの状態	無・有(状態:)
設置機種名	③配線の状態	無・有(状態:)
〇×-〇△□〇	④汚れ(外・内観)	無 少ない 多い
	⑤蜘蛛・蟻の巣	無・有(状態:)
映像確認	⑥取付け金具腐食	無・有(状態:)
⑪ライブ映像	⑦時間修正	無・有(分)早い・遅い
正常 停止状態	⑧SDカード不具合	無・有(状態: 記録不良 交換実施)
⑫録画映像	⑨リモコン反応	良い・悪い・効かない・リモコン 無
正常 停止状態	⑩本体外観・内観	清掃実施

作業前外観写真	作業後外観写真	作業後カメラ映像
別添写真①参照	別添写真②参照	別添写真③参照
※別添付可	※別添付可	※別添付可

点検内容 (簡易整備実施は、こちらに記載)

点検内容 (簡易整備実施は、こちらに記載) を記載してください。

[各種申請様式・関係例規など・・・QRコードよりご参照ください。]

富田林市防犯カメラ
〈新規設置・更新・修繕〉



富田林市防犯カメラ
〈保守点検〉



〈MEMO〉

Blank lined area for notes.

〈MEMO〉

【問い合わせ・提出先】

富田林市 市長公室 危機管理室 防犯係

(住所) 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号 ※

(電話) 0721-25-1000 (内線 9504)

※市役所庁舎建て替え中、危機管理室は富田林消防署5階です